

## 八千代訪問看護ステーション運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する八千代訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた療養者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称：八千代訪問看護ステーション（以下「当ステーション」という）  
(2) 所在地：安城市東栄町一丁目 10 番地 1

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師もしくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 看護職員：保健師、看護師常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）  
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：1 名以上  
看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 看護補助者：1 名以上  
看護補助業務を担当する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 当ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。  
但し、5 月祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日の間を除く。
- (2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により訪問した上、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から当ステーションへ直接連絡が合った場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、当ステーションから安城市などの医師会、または当該の市高齢者サービス調整チームに調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事および排泄等の日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他、医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送するなど適切な処置を講じるものとする。

- 2 訪問看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法廷代理受領サービスであるときには、介護報酬告示状の額に利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 医療保険利用者に行う事業に要した交通費は、事業所から自宅までの実費を徴収する。
  - (1) 事業所から片道 5 km未満 250 円
  - (2) 事業所から片道 5 km異常 10 km未満 500 円
  - (3) 10 km以上 1 kmごとに 50 円
- 3 死後の処置料は 10,000 円とする。
- 4 その他衛生材料費等は実費とする。
- 5 訪問の前日までに連絡が無く訪問が中止となった場合、キャンセル料として 100% 実費徴収するものとする。ただし、利用者の急変や入院等、やむを得ない場合は徴収しない。

(通常の訪問看護の実施地域)

第10条 通常の訪問看護実施地域は次の通りとする。

安城市・知立市全域  
刈谷市・豊田市・岡崎市一部地域



(虐待防止のための措置)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(ハラスメント対策)

第12条 ステーションは、ハラスメント対策のための対応を以下のとおりとする。

- (1) 職場において行われるハラスメントにより訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
- (2) カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- (3) 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- (4) 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業員に対し、事業計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(苦情対応)

第14条 提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に敏速かつ誠実に対応し、必要な措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第15条 当ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため研究、研修会を設け、また、業務態勢を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密は保持する。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は社会医療法人財団新和会が定めるものとする。

附則 この規定は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 附則 | この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 23 年 9 月 20 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、平成 24 年 2 月 1 から施行する。    |
| 附則 | この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 24 年 11 月 8 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。 |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 6 月 23 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 1 月 12 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。  |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。    |
| 附則 | この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。    |
| 附則 | この規定は、令和 2 年 4 月 22 日から施行する。   |
| 附則 | この規定は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。    |
| 附則 | この規程は、令和 2 年 5 月 20 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。    |
| 附則 | この規程は、令和 2 年 7 月 18 日から施行する。   |

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 附則 | この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 5 月 13 から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。  |
| 附則 | この規程は、令和 3 年 11 月 17 日から施行する。 |
| 附則 | この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。   |
| 附則 | この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。   |